

# 2009年度 年末年始の高速道路の料金割引について

別添1

年末年始の高速道路の料金割引につきましては、11月10日～19日まで意見募集を行い、以下の通り実施します。

## 年末

物流への影響を考慮し、交通が集中しないよう、12月26日(土)と27日(日)は平日の割引を適用します。休日の割引(休日特別割引等)は適用されません。

普通車以下の場合 (・地方部では「終日5割引 上限1,000円」が適用されず、「昼間夜間3割引」等が適用されます。)  
(・大都市圏では「昼間3割引」が適用されません。)

## 年始

例年ご利用が集中する1月2日(土)と3日(日)の交通を分散し、渋滞を抑制するため、4日(月)、5日(火)に休日の割引を適用します。また、物流交通へ配慮するため、中型車・大型車・特大車については平日の割引も適用します。

※「休日の割引」とは「休日特別割引」及び「休日バス割引」等のことです。

※12月28日(月)から1月3日(日)については、割引内容の変更はありません。

※南阪奈道路の割引については、道路管理者の同意(協議)を経た上で、国土交通大臣の許可を得ることが前提となります。

※割引の詳細については、各高速道路会社のホームページ等でご確認下さい。

## 地方部の高速自動車国道等及び本州四国連絡道路

年末年始			普通車・軽自動車等(二輪含む)	中型車・大型車・特大車
12月	26	土	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引	昼間夜間3割引,通勤深夜5割引
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
	31	木		
1月	1	金祝	休日特別割引 終日5割引 上限1,000円	注) 通勤深夜5割引
	2	土		
	3	日		
	4	月		昼間夜間3割引,通勤深夜5割引
	5	火		

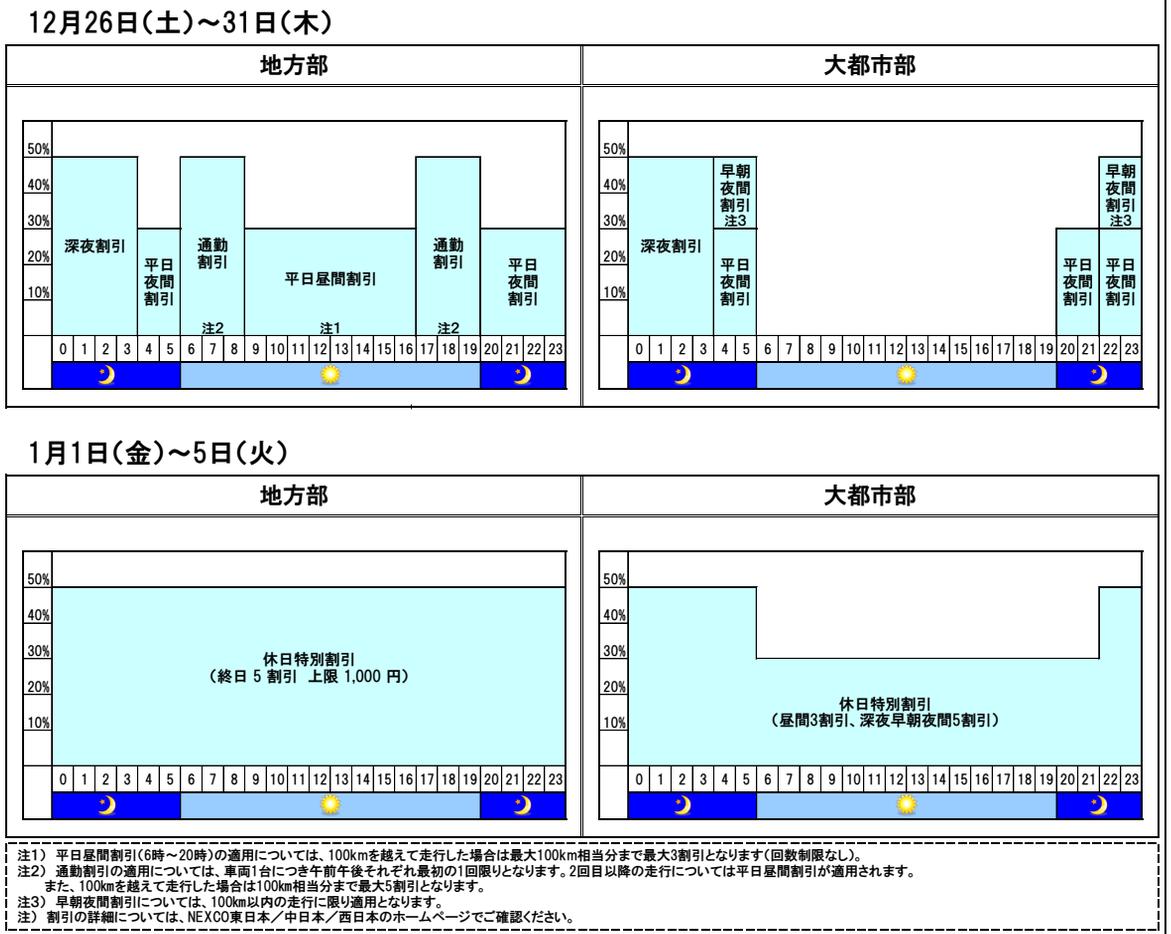
注)本州四国連絡道路では、休日の中型車以上の「通勤深夜5割引」は「深夜3割引」が適用されています。

## 大都市圏の高速自動車国道等

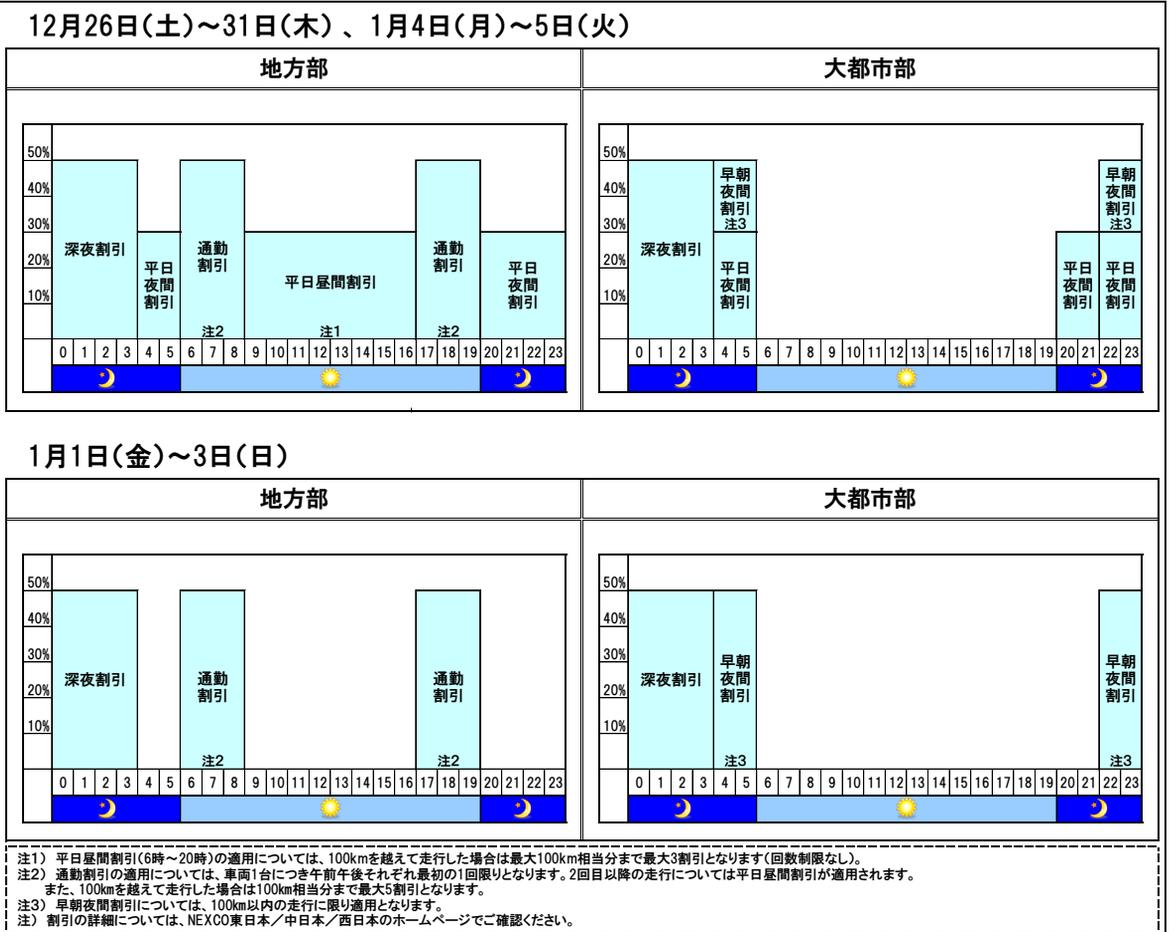
年末年始			普通車・軽自動車等(二輪含む)	中型車・大型車・特大車
12月	26	土	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引	夜間3割引,深夜早朝夜間5割引
	27	日		
	28	月		
	29	火		
	30	水		
	31	木		
1月	1	金祝	休日特別割引 昼間3割引,深夜早朝夜間5割引	深夜早朝夜間5割引
	2	土		
	3	日		
	4	月		夜間3割引,深夜早朝夜間5割引
	5	火		

# 高速自動車国道等の料金割引

普通車  
軽自動車等  
(自動二輪車含む)



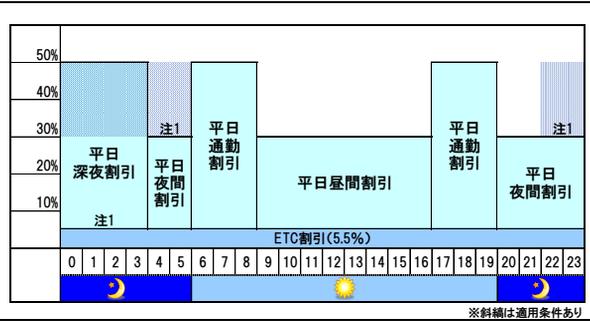
中型車  
大型車  
特大車



# 本州四国連絡道路の料金割引

普通車  
軽自動車等  
(自動二輪  
車含む)

12月26日(土)~31日(木)



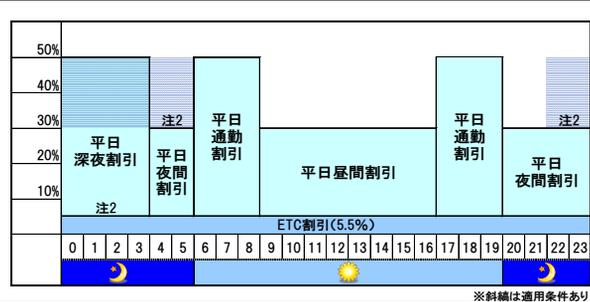
1月1日(金)~5日(火)



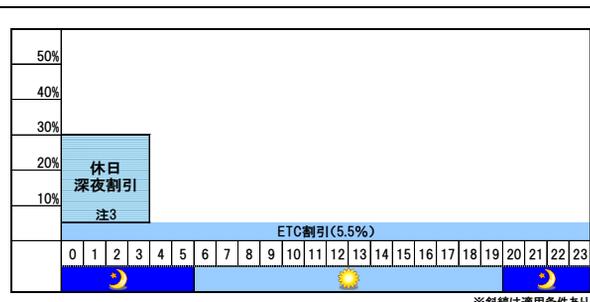
※ 神戸淡路鳴門自動車道については、夜間淡路島内区間の並行する国道への転換を防止し、環境保全を図る観点から、条件により割引率が異なります。  
注1) 0時~6時及び22時~0時において  
本州四国間直通利用の場合:全区間について5割引  
本州四国間を直通利用しない場合:  
淡路島内区間について5割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)について3割引  
注)割引の詳細についてはJB本四のホームページでご確認下さい。

中型車  
大型車  
特大車

12月26日(土)~31日(木)、1月4日(月)~5日(火)



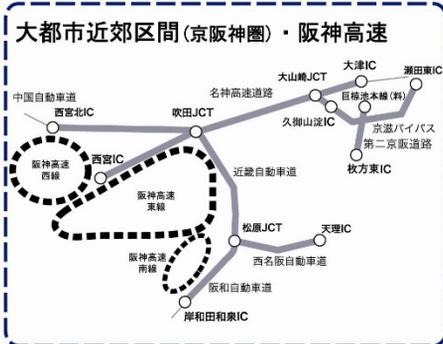
1月1日(金)~3日(日)



※ 神戸淡路鳴門自動車道については、夜間淡路島内区間の並行する国道への転換を防止し、環境保全を図る観点から、条件により割引率が異なります。  
注2) 0時~6時及び22時~0時において  
本州四国間直通利用の場合:全区間について5割引  
本州四国間を直通利用しない場合:  
淡路島内区間について5割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)について3割引  
注3) 0時~4時において  
本州四国間直通利用の場合:全区間について3割引  
本州四国間を直通利用しない場合:  
淡路島内区間について3割引、淡路島外区間(明石海峡大橋と大鳴門橋を含む)については割引が適用されない。  
注)割引の詳細についてはJB本四のホームページでご確認下さい。

# 高速道路料金の割引対象路線図

参考



※横浜横須賀道路及び新湘南バイパスは大都市近郊区間ですが、休日特別割引に限り、地方部と同じ割引が適用されます。



※※南阪奈道路の割引については、道路管理者の同意(協議)を経た上で、国土交通大臣の許可を得ることが前提となります。

車種区分	摘要
軽自動車等	軽自動車
	小型特殊自動車
	小型二輪自動車
普通車	小型自動車
	普通乗用自動車
中型車	けん引自動車が軽自動車等である連結車両(軽自動車+1車軸けん引)
	普通貨物自動車(車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)
	乗合型自動車(乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)
大型車	けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両(軽自動車+2車軸、普通車+1車軸)
	普通貨物自動車(車両総重量8トン以上または、最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸)
	乗合型自動車(路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)
特大車	けん引自動車が普通車、中型車、または大型車(2車軸)である連結車両(普通車+2車軸)
	普通貨物自動車(4車軸以上) 大型車に該当するものを除く
	連結車両(他の車種区分に該当するものを除く)
	大型特殊自動車
	乗合型自動車(中型車・大型車に該当するものを除く)

※表は主な車種区分の摘要であり、詳細については、各高速道路会社にお問合せ下さい。